

令和6年度盛岡市企業誘致活動支援業務委託
公募型プロポーザル企画提案審査要領

令和6年3月1日

この企画提案審査要領は、盛岡市（以下「発注者」という。）が実施する令和6年度盛岡市企業誘致活動支援業務委託（以下「本業務委託」という。）公募型プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の資格要件の審査及び委託候補者の選考方法について、必要な事項を定めるものである。

1 資格要件の審査

プロポーザル参加者の資格要件の審査は、プロポーザル参加者から提出された書類に基づき、盛岡市商工労働部ものづくり推進課が行う。

2 選考委員会の設置

(1) プロポーザル参加者から提出された提案内容を審査するため、発注者は「令和6年度盛岡市企業誘致活動支援業務委託企画提案選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(2) 委託候補者の選考は、次に掲げる委員（以下「選考委員」という。）が行う。

ア 商工労働部新産業拠点形成推進事務局主幹又は事務局員

イ 商工労働部ものづくり推進課長又は課長補佐

ウ 商工労働部ものづくり推進課立地創業支援室長又は室員

3 委託候補者の選考方法

(1) 委託候補者の選考は、プロポーザル参加者より提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションに基づき、選考委員の採点により行う。

(2) 選考委員は、下表に定める審査項目、審査観点及び配点に基づき審査を行う。

(3) 選考委員は、個別の審査項目ごとに評価・採点を行う。

(4) 選考委員の人数に100点を乗じた点数を満点とする。なお、出席した選考委員の人数に60点を乗じた点数に満たない提案は、失格とする。

(5) 選考委員ごとに合計点の上位3者までに順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつける。各選考委員の順位点を合計した総得点により総合順位を決定する。

(6) 総得点が高点の場合は、選考委員の協議により優先順位を決定する。

(7) その他選考に当たり必要な事項は、選考委員が協議して定める。

4 プレゼンテーション

(1) 実施日

令和6年3月26日（火）

※開始時間及び場所については、プロポーザル参加者に別途通知する。

(2) 提案方法

プレゼンテーションは、発注者に提出した企画提案書等の書類に基づき行うこと。

(3) 提案時間

概ね 40 分程度とする。(説明時間：20 分、質疑：20 分)

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションは、提出済の企画提案書に基づき行うものとし、パソコンやスクリーン等の持込み機器の使用は不可とする。

イ プレゼンテーションに参加できる人数は、1 応募者当たり 2 名以下とする。

5 選考結果の公表

発注者は、委託候補者を決定した後、全てのプロポーザル参加者に文書で通知するとともに、盛岡市公式ホームページにて結果を公表する。

審査項目、審査の観点及び配点

審査項目		審査観点	配点
業務遂行能力	実施体制	配置する企業誘致コーディネーターについて、業務を遂行するために必要な経験、資格等を有しているか。	10
	実施スケジュール	業務工程ごとに適切なスケジュールとなっているか。	10
	プレゼンテーションの内容	説明に説得力があり、業務に対する意欲が感じられるか。	20 (10×2)
企画提案内容	業務理解	本市及び道明地区新産業等用地の概要を理解した提案となっているか。	10
	専門性	事業の目的を十分に踏まえ、かつ専門的な知識を活用した提案となっているか。	10
	独創性	次期工業用地の面積等の検討にあたり、誘致する企業の構想等について、独自の提案があるか。	10
	企画提案① (戦略的な産業集積の検討に関する企画力)	戦略的な企業誘致に向けた考え方が本市の強みや国、産業界の動向を踏まえた提案となっているか。	10
	企画提案② (企業誘致活動支援に関する企画力)	企業の設備投資動向等の情報分析、優先企業の考え方、アプローチ方法等が適切な提案となっているか。	10
経費積算の 妥当性	業務経費	支出の積算が妥当なもので、業務の提案内容と整合性が取れているか。	10
合 計			100

審査項目の採点基準

10点：特に優れている 8点：やや優れている 6点：標準
 4点：やや劣っている 2点：特に劣っている